

割賦販売法の施行状況

平成31年2月

経済産業省 商務・サービスグループ

商取引監督課

クレジットカード情報の漏えい事故と不正使用被害の増加

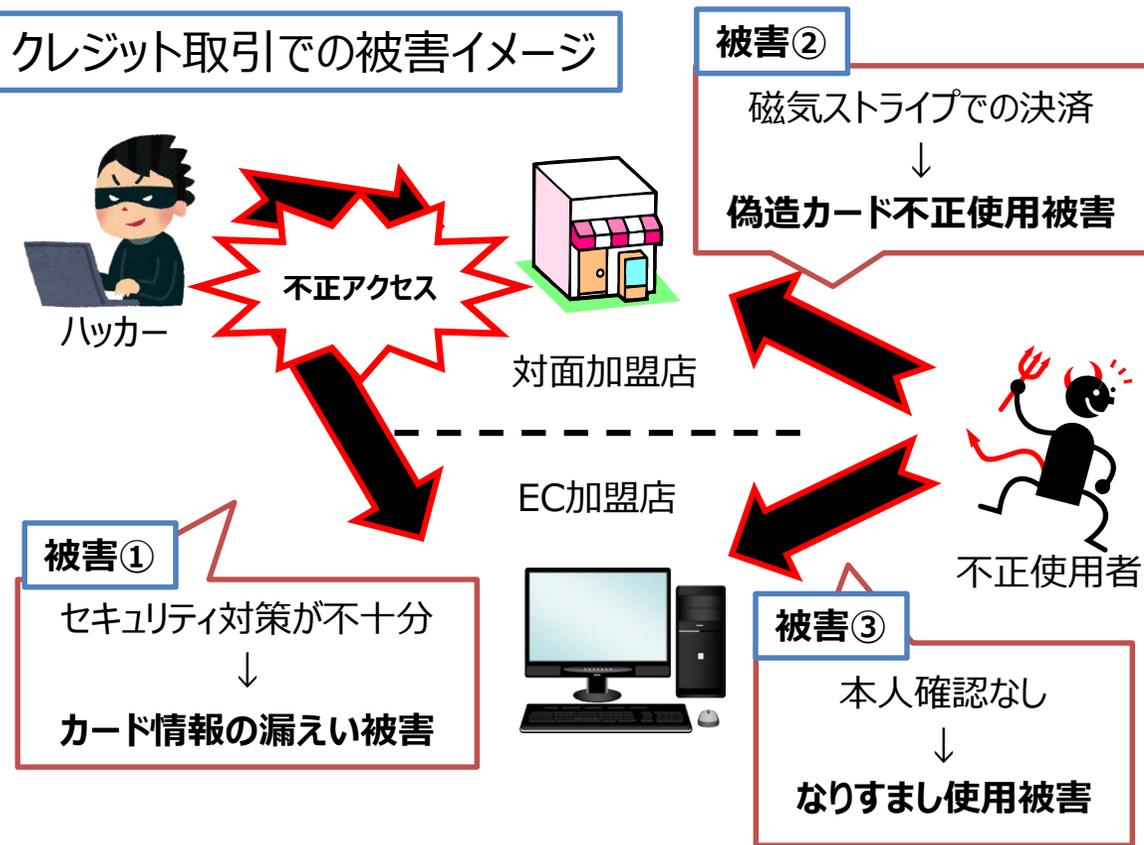
- 昨今、EC加盟店等を狙った不正アクセスにより、カード情報の漏えいが拡大。
※2017年で65件（2015年からの2年間で1.8倍、報告ベース）
- これに伴い、偽造カードやネット上での本人なりすましによる不正使用被害が増加
※2017年236.4億円（2012年からの5年間で約3.5倍）
- 不正使用は国境を越えて行われ、犯罪組織に多額の資金が流出しているとの指摘あり。

クレジット取引の不正利用額の推移



(注) 不正使用被害額は、国内発行クレジットカードでの不正使用分で、カード会社が把握している分を集計（海外発行カード分は含まれない。）
出所：一般社団法人日本クレジット協会「クレジットカード不正使用被害の集計結果について」

クレジット取引での被害イメージ



改正割賦販売法の概要

- 近年、カード発行を行う会社と加盟店と契約を締結する会社が別会社となる形態（いわゆる「オフアス取引」）が増加し、これに伴ってクレジットカードを取り扱う加盟店の管理が行き届かないケースも出てきている。
- その結果、クレジットカードを取り扱う加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害が増加している。
- こうした状況を踏まえ、革新的な金融サービス事業を行うフィンテック企業の決済代行業への参入を見据えつつ、安全・安心なクレジットカード利用環境を実現するための必要な措置を講ずる。
- 本措置は、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、インバウンド需要を取り込むことにも資するものである。

措置事項の概要

1. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制度

- 加盟店に対しクレジットカード番号等を取り扱うことを認める契約（＝加盟店契約）を締結する事業者（クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）について、登録制度を創設する。
- また、いわゆるアクワイアラーと同等の位置付けにある決済代行業者（フィンテック企業等）も、「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」として、アクワイアラーと同一の登録を受けられる制度を導入する。

2. 加盟店管理の強化

- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、加盟店の調査等を義務付ける。

3. 加盟店におけるセキュリティ対策

- 加盟店に対し、クレジットカード番号等の適切な管理や不正利用対策を義務付ける。

施行期日

公布（2016年12月9日）から1年6ヶ月以内の政令で定める日（**2018年6月1日**）

省令及び監督の基本方針の改正ポイント①

①：セキュリティ対策について

(1) クレジットカード番号等の適切管理（カード会社、加盟店）

- クレジット取引セキュリティ対策協議会※¹が策定している「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画（以下、実行計画）」に掲げられた措置又はそれと同等以上の措置の実施を求める
⇒カード会社：PCIDSS準拠※²、加盟店：クレジットカード番号等の「非保持化」又はPCIDSS準拠
- 漏えい等の事故が発生した場合、原因究明調査、再発防止策を講じることを求める
- クレジットカード番号等の取扱いを委託した者への指導等の措置を講じることを求める

※¹：2020年に向け、「国際水準のセキュリティ環境」を整備することを目指し、クレジット取引に関わる幅広い事業者及び行政が参画して設立。
※²：国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するセキュリティ規格

(2) クレジットカード番号等の不正利用防止措置（加盟店）

- 「実行計画」に掲げられた措置又はそれと同等以上の措置の実施を求める
⇒対面加盟店：決済端末の「IC対応」、非対面加盟店：パスワードによる本人認証等
- 不正利用が発生した場合、発生状況を踏まえた再発防止策を講じることを求める

②：加盟店調査及び措置について

- 初期調査や途上調査（定期調査、随時調査）における調査事項（漏えい・不正利用防止の措置状況、苦情の発生状況等）・調査方法（JDM照会等）を定め、調査結果に応じ必要な措置を講じることを求める

省令及び監督の基本方針の改正ポイント②

③：クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録について

- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の対象範囲（アクワイアラー及びこれと同等の機能を有する決済代行業者）や必要な体制整備（加盟店調査、漏えい防止措置、社内規則等）を規定

④：苦情情報の伝達について

- オンアス取引を前提とした規定を見直し、オフアス取引においては、加盟店の行為が利用者の利益保護に欠ける行為に該当する場合、イシューはアクワイアラー等に対して苦情情報を伝達する（省令60条）
- アクワイアラー等は、伝達された苦情情報に基づき、加盟店の行為の内容や再発防止策・苦情処理のための体制整備に関して調査を行う ⇒ 調査情報をイシューにフィードバック

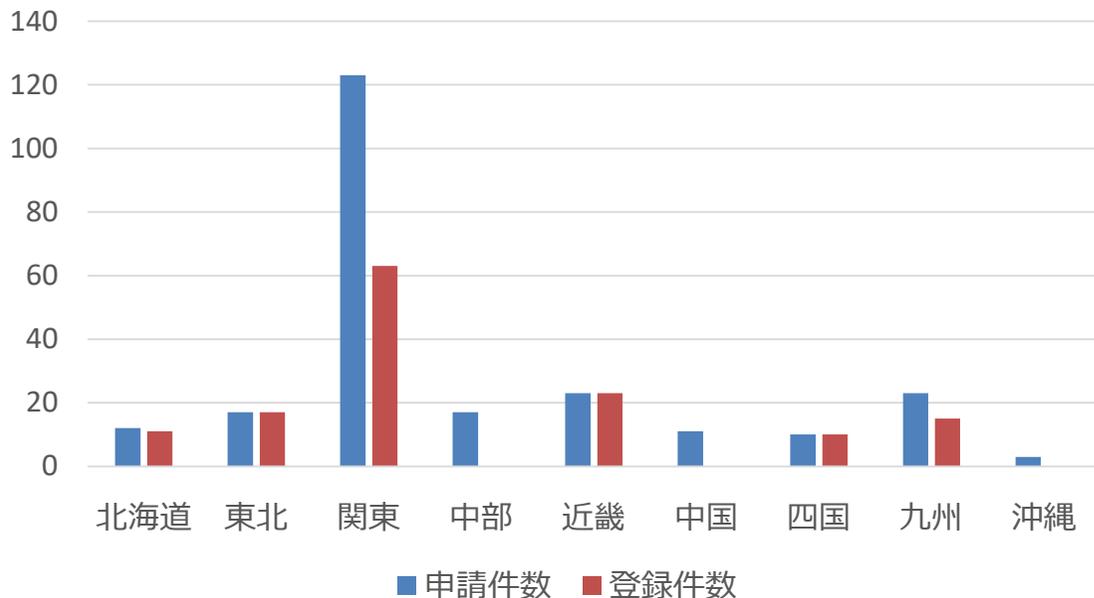
⑤：取引条件の表示、書面の交付について

- カード利用時の加盟店からの書面交付義務を見直し、電子メール等による情報提供を可能とする
- 取引条件の表示、書面交付・情報提供は消費者にとって分かりやすい用語により記載することを求める

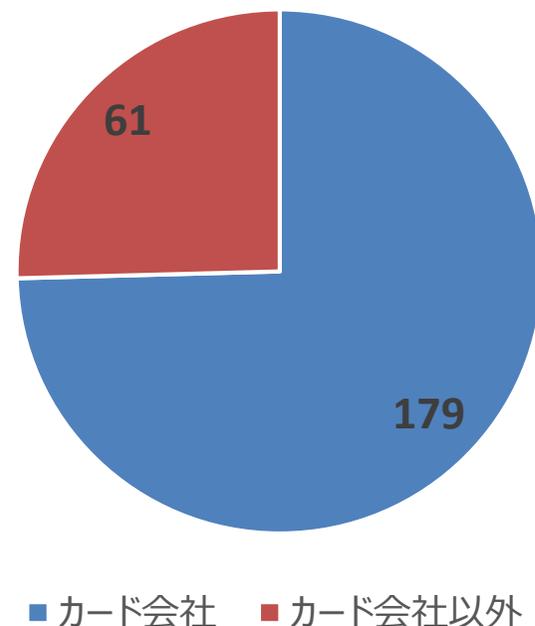
アクワイアラー登録など改正割賦販売法施行状況

- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者（アクワイアラー）は、加盟店契約業務を行う場合には、改正割賦販売法における登録が必要。なお、既存のアクワイアラー等については、施行日から6ヶ月間の経過措置あり。
- アクワイアラーは240件の申請のうち、140件が登録済み（平成31年2月22日時点）。申請件数のうち、約4分の1程度がカード会社以外の事業者（約半数がQRコード事業者）による申請となっている。

アクワイアラー登録申請状況



アクワイアラー登録申請件数



(参考) 平成28年度改正割賦販売法の概要

1. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録

●カード会社（アクワイアラー）

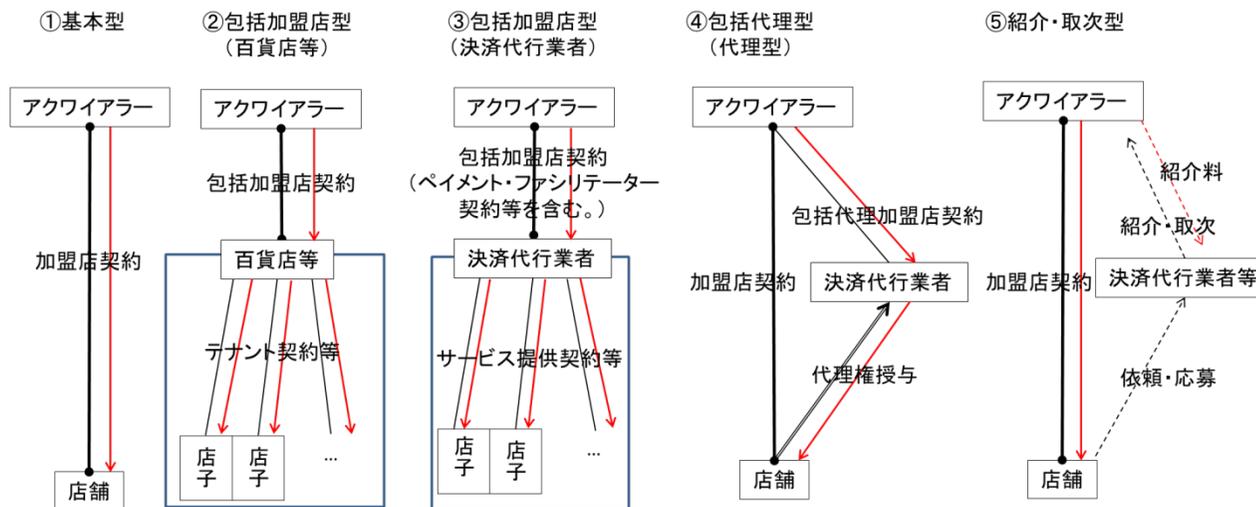
- ・ アクワイアラーとして加盟店契約業務を行う場合には、**登録が必要**。
（登録を受けた決済代行業者（下記A）が加盟店管理を行う場合には、登録不要。）
- ・ 外国法人が日本国内で業務を行う場合には、**国内営業所の登録**が必要。

●決済代行業者（PSP: Payment Service Provider）

A：決済代行業者が加盟店との契約締結について、アクワイアラーから包括的に授権され、実質的な最終決定権限を有し、加盟店管理を行う場合には、**登録が必要**。

B：決済代行業者の業務が一次審査を行うにとどまり、最終決定権限はアクワイアラーが留保している（登録アクワイアラーの下で加盟店管理業務の一部を行う）場合には、**登録は不要**。

※登録を受ける者については、アクワイアラーとPSP間の契約に基づき、どちらが加盟店に対するクレジットカード利用の承諾権限を有しているかにより、明確に定まることになる。



※「店舗」「百貨店等」「店子」は販売業者等

2. 加盟店調査義務等

●「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に課される加盟店調査義務等

①初期審査（加盟店契約時）

- ・ 加盟店の所在地・代表者、商材・役務内容、販売方法等
- ・ セキュリティ対策（クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止）の実施内容

②途上審査（加盟店契約締結後）

- ・ セキュリティ対策の実施状況（情報漏えい、不正使用の発生状況等）
- ・ 悪質取引の有無（消費者トラブルの発生状況等）

③加盟店調査の結果に基づく必要な措置

- ・ 法令で定める基準に適合しない加盟店に対する必要な措置
 - ◇合理的な期間内に基準に適合するよう**指導すること**
 - ◇指導に従わないとき又は適合することが見込まれない場合、**加盟店契約を解除すること**

アクワイアラーは、加盟店調査等の際、加盟店情報交換システム（JDM）の以下に関する登録情報を活用。

- ◆ 利用者の保護に欠ける行為に関する苦情、カード番号等の漏えい等、カード番号等の不正利用の内容、加盟店調査・措置の事実及び事由
- ◆ セキュリティ対策基準(実行計画に掲げる措置) への未適合の事実

●業務改善命令、登録の取消し

- ・ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者がこの義務を履行していないと認められるとき、経済産業大臣は当該事業者に対し**業務改善命令**や**登録の取消し**を行うことができる。

3. 加盟店のセキュリティ対策義務

- クレジット取引セキュリティ対策協議会において策定された「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」に掲げられた措置又は同等以上の措置を講じている場合には、「必要かつ適切な措置」が講じているものと認められる。

◎ クレジットカード番号等の適切な管理

1. カード情報保護対策

- カード情報の「非保持化」又はPCIDSS※準拠
※国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するセキュリティ規格

◎ クレジットカード番号等の不正利用の防止

2. 偽造カードによる不正利用対策

- 決済端末の「100%IC対応」の実現
※クレジットカードの「100%IC化」の実現

3. 非対面取引における不正利用対策

- 加盟店の業種・商材等のリスクの状況に応じた対策の実施

4つの具体的方策

■ **本人認証** (3Dセキュア等)
消費者に特定のパスワードを入力させることで本人を確認

■ **券面認証** (セキュリティコード)
券面の数字 (3~4桁) を入力し、カードが真正であることを確認

■ **属性・行動分析**
過去の取引情報等に基づくリスク評価によって不正取引を判定

■ **配送先情報**
不正配送先情報の番積によって商品等の配送を事前に停止

1. 全ての非対面加盟店において最低限必要とする方策： **オーソリゼーション、善管注意義務**

2. 加盟店のリスク発生や被害発生の状況等に応じて求められる対策：

① 高リスク加盟店

◇ 定義： 「高リスク業種」(デジタルコンテンツ、家電、電子マネー、チケットを主たる商材とした業種) に属する加盟店

◇ 措置： **全ての非対面加盟店において最低限必要とする方策 + 4つのうち、1つ以上の方策**

② 不正顕在化加盟店

◇ 定義： 「不正使用の多発状況」が認められる加盟店

◇ 措置： **全ての非対面加盟店において最低限必要とする方策 + 4つのうち、2つ以上の方策**

※「不正使用の多発状況」が継続し改善が認められない場合

…> 継続的にカード会社と協議を行い対応

セキュリティ対策の強化に向けた実行計画

- 2020年に向け、「国際水準のセキュリティ環境」を整備することを目指し、クレジット取引に関わる**幅広い事業者**（カード会社、加盟店・関係業界団体、国際ブランド、端末機器メーカー、決済代行業者、セキュリティ事業者、情報処理センター等）**及び行政が参画**して設立（2015年3月）。
- 本協議会では、毎年度、**目標、各主体の役割、当面の重点取組**をとりまとめた「**実行計画**」を策定・改訂することになっている（初版は2016年2月）。

■ クレジットカード番号等の適切な管理（改正法第35条の16）

1. カード情報の漏えい対策

- 加盟店におけるカード情報の「非保持化」
- カード情報を保持する事業者のPCIDSS※準拠
※国際ブランドが共同で策定したカード情報に関するセキュリティ規格

■ クレジットカード番号等の不正利用の防止（改正法第35条の17の15）

2. 偽造カードによる不正利用対策

- 決済端末の「100%IC対応」の実現（2020年3月まで）
- クレジットカードの「100%IC化」の実現（2020年3月まで）

3. ネット取引等における不正利用対策

- リスクに応じた多面的・重層的な不正利用対策の導入（パスワードによる本人認証、属性・行動分析等）

クレジット取引セキュリティ対策協議会は、平成31年3月1日に実行計画2019をとりまとめる予定。

- 
- ①非保持化の推進とECサイトのメンテナンスや設定の不備等への対応
 - ②2020年IC化100%に向けた環境整備
 - ③非対面加盟店における不正利用対策の推進（セキュリティコードの多数回エラーへの対応、3Dセキュアによる本人確認の取組推進、属性・行動分析の有効性明記等）
 - ④加盟店におけるセキュリティ対策の見える化の推進（IC加盟店は実施中、EC加盟店は2019年度より実施予定）